

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、令和三年九月三十日から適用する。

(金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定による改正後の金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準(以下この条において「新連結流動性比率告示」という。)第七十四条第一項本文後段の規定にかかわらず、最終指定親会社が米国式連結財務諸表(米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。)の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき連結安定調達比率を算出することができる。この場合において、当該米国式連結財務諸表にかかわ

らず、金融子会社（新連結流動性比率告示第七十四条第一項に規定する金融子会社をいう。）については、連結の範囲に含めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保険子会社等（新連結流動性比率告示第七十四条第三項に規定する保険子会社等をいう。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第七条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（以下この条において「新連結流動性比率開示告示」という。）第三条（第一項第二号及び第三項に係る部分を除く。）の規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、適用しない。

2 新連結流動性比率開示告示第四条第一項第二号及び第二項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年

度（同条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、適用しない。

3 最終指定親会社四半期（金融商品取引法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。）の中途において同法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社（同項に規定する指定親会社をいう。第五項及び第七項において同じ。）の当該事業年度に対する新連結流動性比率開示告示第三条第一項第一号及び第三号、第二項並びに第四項の規定の適用については、当該通知を受けた日から当該日を含む事業年度の末日までの期間をこれらの規定の事業年度とみなす。

4 前項の規定により事業年度とみなされた期間については、同項の規定により金融商品取引法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた日を適用日とみなして、第一項の規定を適用する。

5 最終指定親会社四半期（事業年度の最初の日を含む最終指定親会社四半期及び当該最終指定親会社四半期の翌最終指定親会社四半期に限る。）の中途において金融商品取引法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社の当該中間事業年度に対する新連結流動性比率開示告示第四条第一項第二号

及び第二項の規定の適用については、当該通知を受けた日から当該日を含む中間事業年度の末日までの期間をこれらの規定の中間事業年度とみなす。

6 前項の規定により中間事業年度とみなされた期間については、同項の規定により金融商品取引法第五十七條の十二第三項の規定による通知を受けた日を適用日とみなして、第二項の規定を適用する。

7 最終指定親会社（第三項の規定により金融商品取引法第五十七條の十二第三項の規定による通知を受けた指定親会社に限る。以下同じ。）の当該最終指定親会社四半期に対する新連結流動性比率開示告示第五條（第一項第一号を除く。）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を最終指定親会社四半期とみなす。

一 最終指定親会社になった日から起算して当該日を含む月の末日までの日数が三十日以上の場合 最終指定親会社になった日から当該日を含む最終指定親会社四半期の末日までの期間

二 最終指定親会社になった日から起算して当該日を含む月（最終指定親会社四半期の最後の月を除く。）

（の末日までの日数が三十日に満たない場合 当該月の翌月の最初の日から当該日を含む最終指定親会社四半期の末日までの期間

8 最終指定親会社が第三項の規定により金融商品取引法第五十七条の十二第三項の規定による通知を受け

た日から起算して当該日を含む月（最終指定親会社四半期の最後の月に限る。）の末日までの日数が三十日に満たないときは、当該月を含む最終指定親会社四半期の翌最終指定親会社四半期の最初の日を当該通知のあった日とみなして、当該日を含む最終指定親会社四半期について、新連結流動性比率開示告示第五条（第一項第一号を除く。）の規定を適用する。